管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号) の一部を次

のように改正する。

第八条の表を次のように改める。

																				循環器・呼吸器病センター			名称	
ン部	リハビリテーショ	実験検査部	栄養部	薬剤部	検査技術部	放射線技術部	病理診断科	麻酔科	ン科	リハビリテーショ	脳神経外科	消化器外科	呼吸器外科	緩和ケア内科	呼吸器内科	放射線科	血管外科	心臟外科	腎臓内科	循環器内科	名	部科室及びセンタ	∀ □	
																						担当名	組織	

																					がんセンター								
病理診断科	放射線診断科	放射線治療科	麻酔科	歯科口腔外科	泌尿器科	皮膚科	頭頸部外科	婦人科	形成外科	整形外科	脳神経外科	胸部外科	呼吸器内科	消化器外科	内視鏡科	消化器内科	精神腫瘍科	緩和ケア科	乳腺外科	乳腺腫瘍内科	血液内科	業務部			事務局 管理部	地域医療連携室	医療安全管理室	看護部	臨床工学部
																						用度担当医事・経営担当	管財担当	会計担当	総務・職員担当				

小児医療センター				
神精遺血 感腎消代新総 経神伝液科染臓化謝生合 科科科· 免科器· 児診腫 疫 · 内科療 瘍 · 肝分	事 務 局	図 書館 総和ケアセンター 振瘍研究所 所 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	活験 医療安全 管理 室	栄薬 臨 検 放 腫瘍養剤 エ 技 線 技 接 部 学 部 術 部 予
腫 疫 ・ 内 科 療 」 瘍 ・ 肝 分 科 科 ア 臓 泌 レ 科 科 ル	業 務 那 部	研 セ オ 相	験管理室 理室	部 部 術 ・ 部 予 防 科
	無 (注) と (注)			

事務局管理部	ンター	地域連携・相談支援	食 等 里 室	医療安全管理室	看護部	臨床工学部	栄養部	薬剤部	検査技術部	放射線技術部	保健発達部	臨床研究部	外傷診療科	救急診療科	集中治療科	歯科	病理診断科	麻酔科	耳鼻咽喉科	眼科	泌尿器科	皮膚科	心臓血管外科	脳神経外科	形成外科	テーション科	整形外科・リハビリ	外科	放射線科	循環器科
会計担当																														

绺

		,第 #										
病院	組織	第九条第二項の表を次のように改める。										
医 幹	職	ように改				.	丢	× -	 	v ide	Ы	+ <i> </i>
し、事故の人		め る。			事 務 局	医療安全管理室	看 護 部	栄養部	薬 検 割 査 部 部	療養援助部	外来・地域	依存症治療研究部第七精神科
上司の命を受け、特に上司の命を受け、特に上司の命を受け、特に					務 管 理 業	理室				Ч	地域支援科	研究 部
し、事務を整理する。 病院長を助け、職員の担任する事務を監督理するとともに、当該指定事項について、上司の命を受け、特に指定された事項を処	職 務		用度担当会計担当	医事・経営担当	管財担当総務・職員担当							

医 管 総 務 ・ 担 ・	局 安 部 部 部 部 部 部 班 症 精 精 精 排 神 </th <th>事務局 無額 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十</th> <th></th>	事務局 無額 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
	村 科	第二精神科	精神医療センター
用度担当管財担当	業 務 部		

等を必要とする特に困難な診療放射線技上司の命を受け、極めて高度の知識、経験	師 主 長 席 技	く。) 部(事務局の部を除
揮監督する。 理し、その事務を処理するため、職員を指生司の命を受け、特に指定された事項を掌	療 通 院 長 治	がんセンター
揮監督する。 理し、その事務を処理するため、職員を指生司の命を受け、特に指定された事項を掌	長 対 感 染 症	循環器・呼吸器病セ
事務に従事する。上司の命を受け、医師又は歯科医師の行う	医員	
する。 する。 上司の命を受け、担任する事務を掌理し、	主査	
に従事する。 に従事する。 に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務療技術を必要とする診療等の事務に従事	医長	
揮監督する。 理し、その事務を処理するため、職員を指上司の命を受け、特に指定された事項を掌	主幹	
め、職員を指揮監督する。上司を助け、これらの事務を処理するた理するとともに、当該指定事項について、理するとともに、当該指定事項について、	副 室 長	
る事務を監督し、事務を整理する。 ・	幹 健 精 指 神 導 保	

理し、その事務を処理するため、職員を指上司の命を受け、特に指定された事項を掌	副部長	
揮監督する。 埋し、その事務を処理するため、職員を指上司の命を受け、特に指定された事項を掌	部 長	科
とともに、当該事務の総括の事務に従事す来診療棟等における看護事務に従事する、上司の命を受け、特に指定された病棟、外	長 看護師	
と司の命を受け、相当高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、 物理学的管理に従事する者、理学療法士、 物理学的管理に従事する者、理学療法士、 で言語聴覚士の行う事務に従事する。 び言語聴覚士の行う事務に従事する。	長 副 技 師	
する。その事務を処理するため、職員を指揮監督上司の命を受け、担任する事務を掌理し、	主査	
語聴覚士の行う事務に従事する。 要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床 学的管理に従事する者、理学療法士、作業 学的管理に従事する者、理学療法士、作業 が対線技師、放射線の物理 を立る特に困難な栄養士、薬剤師、臨床 を必 を必	技 師 長	
揮監督する。 埋し、その事務を処理するため、職員を指生司の命を受け、特に指定された事項を掌	副 部 長	
る。師又は臨床検査技師の行う事務に従事す		

7 が ん セ ン	夢 臨 所 床 記 腫	主 席 主	命を受け、特に指定されたする。
タ 7 1 /	所 瘍 ほ 研 原 究 月	主 幹 5	`の 督 ` (
			監督する。
		宪 員 研	の研究に従事する。上司の命を受け、極めて高度の専門的技術
		究 専 門 研	に従事する。 上司の命を受け、高度の専門的技術の研究
	図 書 館	主幹	揮監督する。 埋し、その事務を処理するため、職員を指上司の命を受け、特に指定された事項を掌
		主查	する。その事務を処理するため、職員を指揮監督上司の命を受け、担任する事務を掌理し、

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。附 則